

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森 次 茂 廣

被告

意見書

令和4年2月22日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

同

同

(担当) 同

頭書事件に関し、被告の令和4年2月10日付け意見書に対して以下のとおり意見を述べる。

第1 検証事項について

- 1 被告は、原告が確認事項として提案する確認事項がサイレントロボに係るプログラムの検証のための事項として不適切であると意見を述べる。
- 2 しかしながら、原告は乙23号証でサイレントロボを作動させた場合に、サイレントロボの仕様書及びカタログ（乙3、乙4）で前

提となっている機能を発揮できるかということを検証することを予定しているのであり、検証事項として不適切な点はない。

原告が検証事項として挙げている騒音・振動のピークを捉えることや瞬間的な振動や騒音を測ること等が検証できないのであれば、それは単に乙23号証がサイレントロボの仕様書等で想定している機能を実現できていないこと（乙23号証はサイレントロボのソースコードではないこと）を示すに過ぎない。

第2 検証に用いるハードについて

- 1 本訴訟において、令和4年2月10日付け意見書の提出があるまで被告からサイレントロボのソースコード（乙23）及びサイレントロボのハードについてバージョンアップがなされているという主張はなく、乙23号証が正当なサイレントロボのソースコードと主張していた。そして、原告が令和4年1月31日付け意見書において検証方法について細かな提案を行ってはじめて被告からバージョンアップについて主張がなされている。被告は、乙23号証について、「17頁目以降のソースコードが、現在、サイレントロボで実際に実行しているソースコード」（令和4年2月4日付け準備書面14第1の1）と主張しており、被告の主張を前提とすると乙23号証ソースコードは現在のサイレントロボのハードでも使用されていることになるため、現在のサイレントロボのハードで機能するか分からないとの主張は不自然である。乙23号証ではサイレントロボが仕様書やカタログ（乙3、乙4）通りの動きをしないことを認識したからこそ被告は上記のような主張を行っているとも考えられる。

被告の主張を前提とすれば、現在のサイレントロボのハードでも

乙23号証の検証は可能と考えられる。

- 2 また、原告の認識では、被告社内にはメンテナンスのため古いパソコン等が残っていると考えられることから、これらを利用してサイレントロボを前提とした乙23号証の検証を行うことは可能であると考える。

第3 その他について

被告は、原告本人の立会いを認めないと意見を述べるが、原告代理人の立会いは認める一方で原告本人の立会いは認めないとする合理的理由はないため、原告本人の立会いを認めるべきである。

なお、本件については、被告が提出した乙23号証がサイレントロボのソースコードではないと思われる点が多数存在することが発端となり対応を余儀なくされていることから、専門委員の方の出張等に関する費用については、被告が負担すべきである。

以上